

がまごおりボランティア・市民活動団体助成金

公開プレゼンテーション審査会

蒲郡市内のボランティアグループ、市民活動団体及び福祉的な課題に取り組んでいる団体・グループ等の活動の促進と共同募金への理解の拡大を目的に、共同募金の配分金の一部を財源として公募を行い、公開プレゼンテーションによる審査会を経て助成する事業です。

令和2年度市民団体等活動費助成事業

助成額 1団体1事業につき限度額10万円（総事業費の75%）

応募要件 規約・会則などがあり、活動拠点が市内にあること。**申込・問合先** 6月30日（火）までに申請書（本会事務局にあります）などの必要書類を本会（勤労福祉会館内69-3911）へ。

助成対象となる事業

- 4月1日～翌年3月3日に実施する事業 ※ただし、交付決定時に主要な事業が終了しているものを除く。
- 国、県及び市から助成を受けない事業、なお、本会から助成を受けている団体は、新規に取り組む事業とする。
- 団体設立後1年以上活動実績があり、法人格を持たない任意の団体及び特定非営利活動法人。
- 事業の実績及び収支計画が明確であること。



清掃活動の様子

ボランティア活動保険

国内におけるボランティア活動中に、ボランティア本人がケガをした場合、ボランティアの方々が他人に損害を与えたことにより損害賠償事故が発生した場合を補償します。



- ◆通常の経路により住居を出発してから住居に帰着するまでの往復途上の事故を含みます。
- ◆熱中症（日射病・熱射病）による傷害も補償します。
- ◆天災タイプにご加入の場合、地震などの天災によるケガも補償します。

保険料	Aプラン	Bプラン	Cプラン	天災Aプラン	天災Bプラン	天災Cプラン
	250円	300円	350円	400円	500円	600円

ボランティア行事用保険

福祉活動やボランティア活動などを目的とする団体等が主催する日本国内での行事に参加中に、行事参加者が偶然な事故でケガをした場合、行事主催者が行事参加者など他人の身体や財物に損害を与え、行事主催者が法律上の賠償責任を負った場合を補償します。



- ◆急激かつ外来による日射・熱射によって身体障害を被った場合も補償します。
- ◆細菌性食中毒およびウイルス性食中毒によって身体障害を被った場合も補償します。

※保険料は、参加される行事の内容や宿泊の有無等によって異なります。
詳しくは、代理店・扱者までお問い合わせください。



上記以外にも保険商品があります。各保険商品の補償金額や保険料等については専用のパンフレットをご用意しておりますので、社会福祉協議会までお問合せ下さい。TEL 69-3911

新型コロナウィルス感染症拡大防止にご協力ください！

今後、本会の行事・講座などが新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から、実施内容を変更する場合があります。

以下のホームページからご確認頂きますようお願いいたします。

<http://www.sangyou.nrc.gamagori.aichi.jp/syafuku/>